

「気仙沼市観光集客施設等無線LAN設置事業費補助金交付について」

—無線LAN（Wi-Fi）を設置する事業者の皆様へ—

- 目的 本市を訪れる国内外からの観光客などの利便性を高め、来訪者の増加を図るため、市内で宿泊施設等を営んでいる事業者が無線LAN設置を行う場合、経費の一部を助成するため「気仙沼市観光集客施設等無線LAN設置事業費補助金」を交付する。
 - 事業内容
 - ・補助率は、補助対象経費の3/4以内とし、1施設当たり25万円を上限とする。（予算総額500万円）
 - ・補助対象経費については、機器購入費及び設置工事費とし、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。
 - ・無線LAN利用が可能な端末（PC/タブレット/スマートフォン等）が全て接続でき、利用者が無料で使用できること。
 - 対象施設 市内宿泊施設・その他観光集客施設
（ただし、市税を滞納している事業者は除く）
 - 申請書類
 - ・事業計画書
 - ・(法人の場合)登記簿謄本（現在事項全部証明書）
 - ・(個人経営の場合)住民票抄本
 - ・施設が補助対象施設に該当することが確認できる書類（旅館業営業許可証の写しなど）
 - ・機器購入・設置工事の対象経費が確認できる書類（見積書・カタログ等）
 - ・無線LANの設置箇所を図で示した図面及び写真
 - ・市税の納税証明書又は市税納付状況確認同意書
 - ・暴力団排除に関する誓約書
 - ・その他市長が必要と認める書類
 - 交付要綱 観光課窓口及び市ホームページに掲載
 - 申請締切 平成27年12月25日まで
 - 提出先 市観光課に申請書類を提出する。
（受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで）
- ※ 書類審査を行い不備のある場合を除き、申請をいただいた順に交付を行い、補助金が無くなり次第申請を締切ります。
- 問合せ 市観光課 電話 22-6600（内線533・534）
 - 本事業は、気仙沼市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」に基づき実施するものです。財源は、国の平成26年度地域活性化地域住民等緊急支援交付金により措置されます。

気仙沼市観光集客施設等無線LAN設置事業費補助金交付についての流れ

1 申請について

【必要な書類】

- ・様式第1号 交付申請書
- ・事業計画書 ・法人登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- ・見積書 ・カタログ
- ・施設のパンフレット（施設の概要が分かる書類）
- ・営業許可証の写し ・工事する箇所の図面及び写真
- ・市税納付状況確認同意書 ・暴力団排除に関する誓約書
- ・その他

【申請期間】平成27年12月1日～12月25日

【提出先】気仙沼市観光課（ワン・テン庁舎1階）

【受付時間】8時30分～17時15分

市から交付決定通知書が届きます。

事業実施

無線LAN（WiFi）の整備

- ・機器購入費 ・設置工事費

※レンタル機器のレンタル料は対象外です。

※無線LANを設置済みの施設については電波の状況が悪い等、利用に支障がでる場合は、増設分の機器及び工事分が対象となります。

2 実績報告書について

【必要な書類】

- ・様式第7号 実績報告書
- ・事業報告書 ・請求書 ・領収書
- ・完成品の写真

【提出期間】

平成27年12月1日～平成28年3月31日

【提出先】気仙沼市観光課（ワン・テン庁舎1階）

22-6600（内線533）担当：村上

市から額の確定通知書が届きます。

3 補助金請求書について

- ・様式第9号 補助金請求書

補助金のお支払い

- ・指定口座に振り込みます。
- ・補助対象経費の4分の3以内（1,000円未満の端数がある時は切り捨てた額）
- ・1施設当たり25万円を上限とします。

気仙沼市観光集客施設等無線LAN設置事業費補助金の交付について【募集要項】

1 趣旨

気仙沼市では、本市に訪れる観光客等の利便性を向上させるため、観光客等が利用する市内の宿泊施設等に無料公衆無線LANの設置に要する経費について、当該事業を実施する事業者等に対し、予算の範囲内において気仙沼市観光集客施設等無線LAN設置事業費補助金を交付します。

2 助成対象事業者

次の(1)及び(2)を満たす事業者

- (1)宿泊施設（ホテル・民宿その他）、観光施設など
（旅館業法の許可を受けて宿泊施設の営業を行っている事業者）
- (2)市税等に滞納がない事業者

3 申請書の提出期限

平成27年12月25日(金)までに提出をお願いします。

(先着順となります。補助金の額が予算額に達した場合は受付を終了します。)

4 補助対象経費

機器購入費，設置工事費

5 補助率

補助対象経費の4分の3以内（千円未満切り捨て）

1施設当たり25万円を上限とします。

6 実績報告書の提出期限

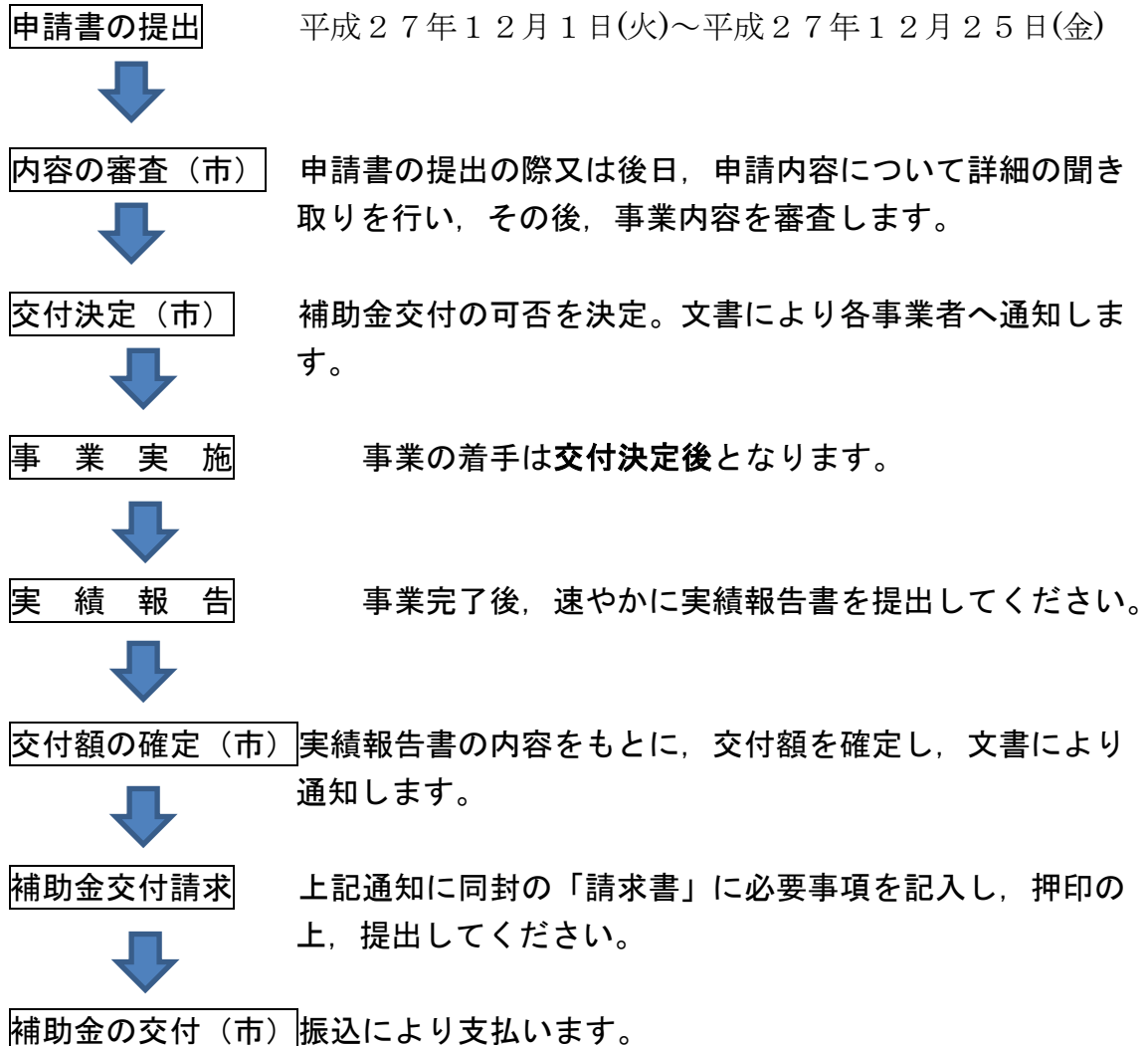
補助金の交付決定を受けてから着手し、事業完了後（無線LAN設置完了後）

30日以内又は平成28年3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書の提出をお願いします。

7 その他

事業を実施した事業者には、宿泊者からアンケート調査の協力をお願いします。

手 続 き の 流 れ



交付決定について

内容の審査を経て、交付決定を行います。審査結果によっては、採択されない場合があります。

また、補助金の交付決定については、予算の範囲内において行います。そのため、申請件数が多いなどの理由により補助金の額が予算を超えることが想定される場合等においては、交付決定額が各事業の上限額に達しない場合や、採択されない場合があります。

書類の提出先等

〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目1-1（市役所ワン・テン庁舎1階）

気仙沼市産業部観光課施設管理係

受付時間 8:30～17:15（土曜日及び日曜日は除く）

電話：0226-22-6600（内線533）

FAX：0226-24-5519

email：kanko@city.kesenuma.lg.jp

申請書類（添付書類）

申請書様式

計画概要がわかるもの

平面図

パンフレット

見積書

その他参考となる資料

事業の変更、中止

事業内容を変更する場合（軽微なものを除く）や対象事業費が20%以上増減する場合のほか、事業を中止する場合には、事前に所定の書類を提出し、承認を受けることが必要です。このような場合は、必ず事前に市の担当職員へご相談ください。なお、対象事業費が増額しても、補助金の増額は原則認められません。

提出書類

変更交付申請書

添付書類 交付申請書の添付書類に準じる添付書類

実績報告書

提出期限

事業終了後30日以内又は平成28年3月31日のいずれか早い日。

提出書類

実績報告書様式

事業を実施したことが確認できる写真（設置前・設置後）

対象費用の領収書の写し
その他参考となる資料